

## 別添 1 君津市シルバー人材センター跡地概要及び使用条件について

君津市立保育園民営化に伴う整備運営事業者募集要項「6 整備に関する条件」について、市が所有する君津市シルバー人材センター跡地の概要及び使用する場合の条件は、次のとおりとします。

### 1 概 要

| 項 目               | 所 在 地                                             | 面 積                           |
|-------------------|---------------------------------------------------|-------------------------------|
| ア 園舎建設用地          | 君津市糠田 1 0 3 番地 1 の一部、<br>同番地 7                    | 9 3 8 . 1 2 m <sup>2</sup> 以内 |
| イ 園児送迎用保護者<br>駐車場 | 君津市糠田 1 0 3 番地 1 の一部                              | 2 0 台程度                       |
| ウ 園庭の代替地          | 君津市糠田 5 2 番地の一部、<br>5 3 番地 1 の一部、<br>5 4 番地 1 の一部 | 1 , 5 0 0 m <sup>2</sup> 程度   |

### 2 使用条件

土地使用にあたり、次の条件を付します。

- (1) 「ア 園舎建設用地」を使用する場合は、市と整備運営事業者で土地使用貸借契約を締結し、令和 1 1 年 4 月 1 日から令和 1 6 年 3 月 3 1 日までの 5 年間無償貸付とする。
- (2) 園舎建設予定地には現在、君津市シルバー人材センターの事務所、倉庫 4 棟、作業場が残っており、うち事務所と倉庫 1 棟は令和 8 年度に県が解体撤去を行うため、残る倉庫 3 棟、作業場、アスファルト舗装、樹木、施設内に残っている備品、消耗品等のすべての残置物及び工作物について、新園舎の整備に不要となるものの解体、撤去、移設及び処分に要する費用は、すべて整備運営事業者の負担及び責任において行うこと。なお、倉庫 3 棟については、アスベストが使用されている可能性が高いため、関係法令等に則り、調査の上でアスベストの飛散等が発生しないよう十分に留意して、解体撤去を行うこと。また、市はこれに係る費用弁償等の責任を負わないものとする。
- (3) 用地整備にあたり、埋設物や地中障害物が発見された場合、その調査、掘削、撤去及び処分に要する費用は、すべて整備運営事業者の負担とする。市はこれに係る費用弁償や工期の延長等の責任を負わないものとする。
- (4) 「イ 園児送迎用保護者駐車場」は、隣接する君津市生きがい支援センターの駐車場と共用での使用を可能とする。なお、職員用駐車場については、別途手配すること。
- (5) 園庭について、同一敷地内の整備が困難な場合は、「ウ 園庭の代替地」の使用を認めるが、地域住民も利用するため、共用での使用に配慮すること。
- (6) 整備運営事業者へ貸与する用地について、市で造成等は行わない。
- (7) 当該用地の使用貸借権を譲渡し、又は転貸してはならない。
- (8) 当該用地での教育・保育事業を終了時又は市により使用貸借契約が解除されたときは、原則として整備運営事業者の負担で園舎等の撤去を行い、原状回復して返還すること。

### 3 詳細図



ア 園舎建設用地

①事業所、②倉庫1棟、③作業場、④倉庫3棟

イ 保護者駐車場用地

ウ 園庭代替地

※上記区画は、市が想定した活用方法となります。